

令和 8 年 8 月 1 日

税理士法人 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

青色申告特別控除の改正 令和 9 年分より 65 万円から 75 万円に引き上げ

令和 8 年度税制改正では、青色申告特別控除が見直され、令和 9 年分以後の所得税から最高控除額が 75 万円に引き上げられます。

【1】青色申告特別控除の改正内容

	適用要件	令和 8 年分	令和 9 年分以後
①	複式簿記 + 電子申告 + 電子帳簿等	—	75 万円
②	複式簿記 + 電子申告	65 万円	65 万円
③	複式簿記 + 紙申告	55 万円	10 万円
④	簡易簿記（前々年収入 1000 万円以下）	10 万円	10 万円
⑤	簡易簿記（前々年収入 1000 万円超）	10 万円	0 円

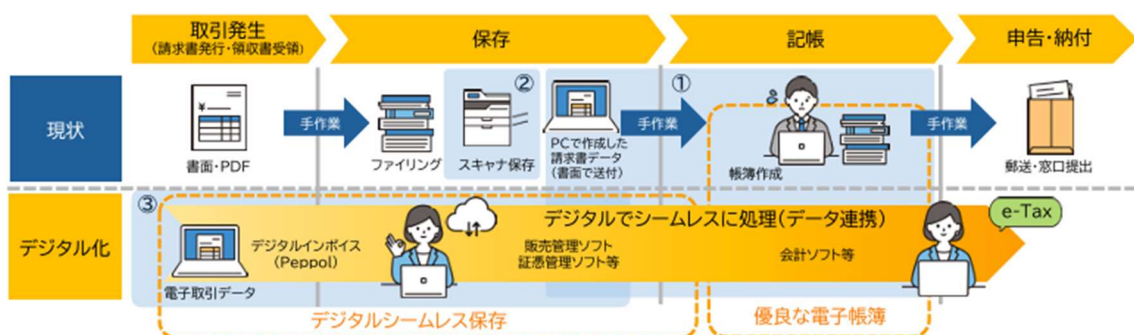
【2】75 万円控除の適用要件

75 万円控除の適用には、複式簿記などを前提に、電子申告に加え「優良な電子帳簿」または「デジタルシームレス保存」が要件となってきます。

優良な電子帳簿 … ・訂正・削除・追加などの操作履歴が残る仕組み
・帳簿同士が関連付けられ、内容が連動して参照できること
・取引日・金額・相手先などを検索できる機能が備わっていること

デジタルシームレス保存 … ・請求書等の電子取引データを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組み
・電子取引データ保存の要件を満たしていることが前提

「デジタルシームレス保存」とは、「請求書等の電子取引データを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組み」を指します。



出典 国税庁「電子帳簿等保存制度を活用したデジタル化に関するリーフレット」より

【3】その他の税制上の優遇措置

75 万円控除のほか、**優良な電子帳簿**では過少申告加算税が 10%から 5%への軽減措置、**デジタルシームレス保存**では重加算税の 10%加重の適用対象から除外の適用を受けることができます。

優良な電子帳簿で青色申告特別控除 65 万円の適用を受けている場合は、改めて届出書を提出しなくても青色申告特別控除 75 万円の適用が受けられますので特別な手続きは必要ありません。